

第3子以降出産祝金

有田川町では子育てでの支援と本町への定住促進を図るために、第3子以降の子を出産したことに對して出産祝金を支給する制度があります。

●対象者

この制度は下記の要件を満たしている方（母親）が対象になります。

- ①第3子の出産前及び出産後それぞれ1年以上の間、有田川町に住民票があり実際に居住しており、今後も定住する意思があること。
- ②基準日（第3子出生日の1年後）に3人以上の子を養育していること。（第1子及び第2子が実子ではなく夫の連れ子等である場合は養子縁組をしていることが要件）

※対象と思われる方に対し案内を送付します。

●支給額 25万円

問い合わせ／金屋庁舎やすらぎ福祉課

チャイルドシート助成

将来の担い手であるお子様を交通事故等から守るため、保護者の方がチャイルドシートまたはジュニアシートを購入またはレンタルするにあたり助成金を交付します。

●対象者

有田川町内に住所を有する6歳未満の

お子様の保護者であり、購入またはレンタル時に有田川町内に住所を有する保護者。

●助成額

購入またはレンタルした費用の半額（上限1万円）

●申請時に必要なもの

- ・印鑑
- ・申請者名義の銀行口座の写し等
- ・領収書（申請者氏名、購入商品名、金額が記載されたもの）

（※宛名が苗字のみ、またはレシートタイプは不可）

- ・安全基準を満たしていることが確認できるもの

※お子様一人につき1回限り

●チャイルドシート貸与

町からチャイルドシートまたはジュニアシートを無料で貸し出します。在庫に限りがありますので、在庫がある時のみに限られます。

●対象者

有田川町に住所を有する6歳未満の児童の保護者

●注意事項

返却時には、次に借りられる方が気持ち良く使用できるよう、クリーニング等清掃処理の上、今後の使用及び衛生上問題のない状態にして下さい。

問い合わせ／金屋庁舎やすらぎ福祉課

乳幼児を子育て中のみなさんへ

子育て支援センターだより

親子で楽しく過ごせる場として支援センターをご利用ください。“あそびのひろば”では、保育所の運動場でも遊べるよ！

子育てワンポイントアドバイス

お散歩は子どもの五感を刺激します。楽しく話しかけながら散歩しましょう！

| | 開設日 | |
|----------------------------|--|-------------------------------|
| 子育て悩み事相談 | 月曜日 (要予約) | ◇ 9:30～11:30 ◇ 13:30～16:30 |
| ほっとルーム&子育て相談 | 火曜日 ～木曜日 | |
| あそびのひろば | ◆第1・3金曜日…0～1歳半 ◆第2・4金曜日…1歳半～就学前 ◆第5金曜日…お休みです 開設時間 ① 9:30～11:30 ② 13:30～15:00 です。 | |
| 園庭開放 (藤並保育所) | ◆時間…第2木曜日 10:00～11:00 (9月・10月はお休み) | |
| 「たまたばこ」 さんの絵本の 読み聞かせ | 0～1歳半 | 奇数月の第1金曜日(午前中のみ) |
| | 1歳半～就学前 | 偶数月の第2金曜日(午前中のみ) |
| にこにこ ひろば | ◆対象…1歳半～ ◆場所…金屋文化保健センター1階 ◆時間…第4水曜日 9:30～11:00 | |

■場所／子育て支援センター(藤並保育所2階)

☎ 090-7966-1697 52-5474 [FAX 兼用]